

担当	富岡労働基準監督署 監督・安衛課長 <small>かわじ かずひこ</small> 川路 和彦 電話 0240(22)3003
----	---

報道関係者各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

- 立入禁止措置などを講じていなかった疑い -

富岡労働基準監督署(署長 てらしま てつゆき 寺嶋 徹之)は、本日、以下の労働安全衛生法違反被疑事件を福島地方検察庁いわき支部に書類送検した。

1 被疑者

- (1) 本田林業 ほんだりんぎょう 代表A(67歳 男性)
(所在地: 福島県双葉郡葛尾村大字落合 業種: 木材伐出業)
- (2) 本田林業 職長B(68歳 男性)

2 事件の概要

令和6年11月7日、福島県双葉郡葛尾村に所在する民有林の伐採現場において、本田林業の労働者Cが、高さ約28メートルの杉をチェーンソーで伐倒したところ、付近で作業していた本田林業の労働者Dに伐倒木が激突し死亡する災害が発生した。

被疑者Bは、労働者Cに伐木の作業を行わせるに当たり、伐倒しようとする立木を中心として当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側の範囲について、他の労働者の立入りを禁止するとともに、伐倒の際に退避する場所をあらかじめ選定する等の措置を講じなかった疑い。

3 被疑条文(別紙2参照)

労働安全衛生法違反

同法第21条第1項(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第477条第1項第1号(伐木作業における危険の防止)

同 規則第481条第2項(立入禁止)

同法第119条第1号(罰則: 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

同法第122条(両罰規定)

4 添付資料

別紙1 災害発生状況立面図

別紙2 関係法令条文等一覧(抄)

別紙 1
災害発生状況
立面図

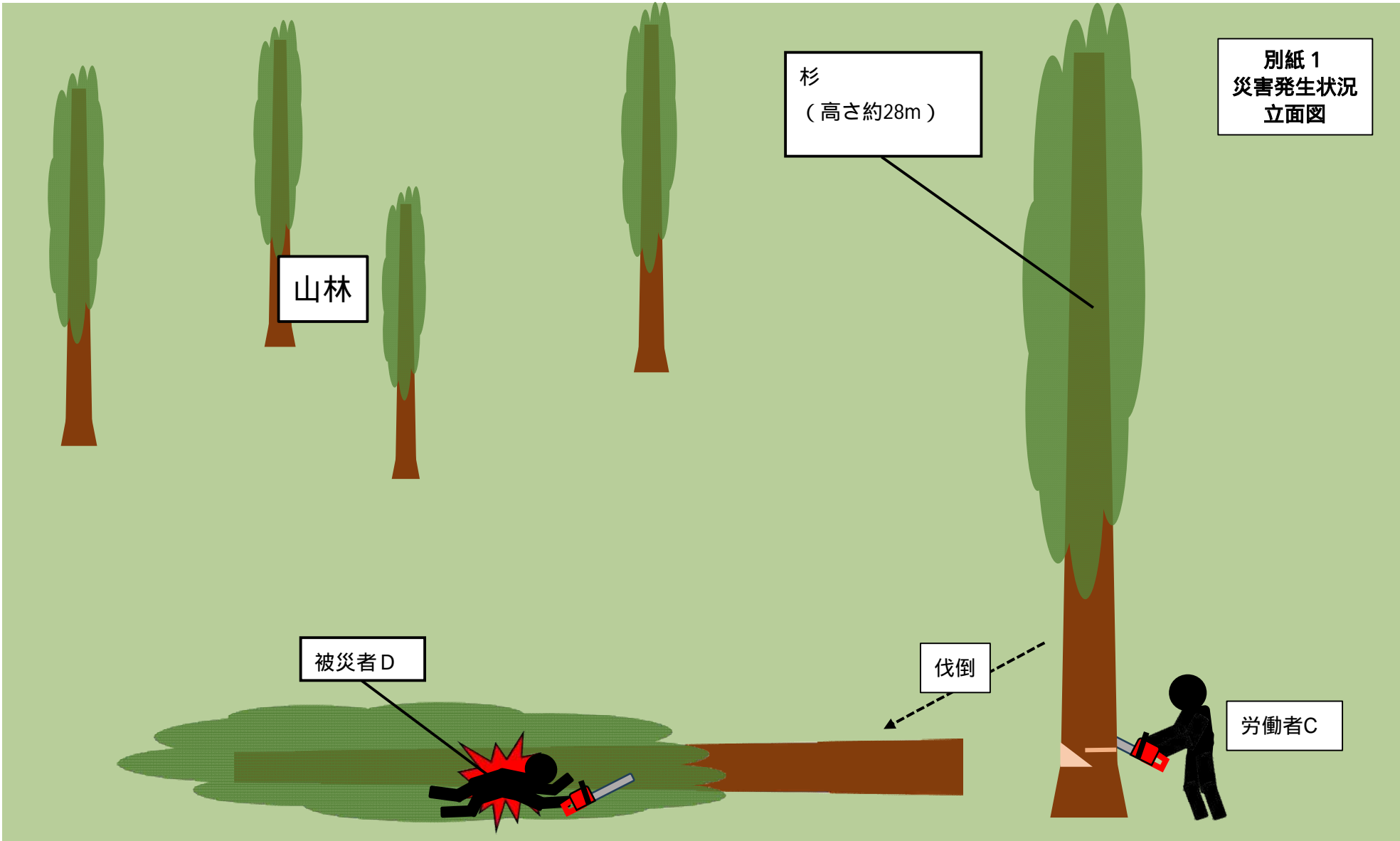
杉
(高さ約28m)

山林

伐倒

被災者D

労働者C



関係法令条文等一覧（抄）

労働安全衛生法

（事業者の講ずべき措置等）

第 21 条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

…（第 2 項省略）…

（罰則）

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、…（中略）…の規定に違反した者

…（第 2 号以下省略）…

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

（伐木作業における危険の防止）

第 477 条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。第 479 条において同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。

…（後略）…

（立入禁止）

第 481 条 …（第 1 項省略）…

2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当

該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。

…（第3項省略）…

解釈例規

・労働安全衛生規則第477条第1項第1号関係

(1) 本条は、伐木の作業に従事する労働者が本条に示す作業基準を順守しなかったことにより、その伐倒の際に、当該本人である労働者が受ける危害を防止する趣旨の規定であること。

(2) 「伐倒」とは、伐木の作業のうち、木をきり倒すことをいうこと。

（昭和36年3月13日付け基発第183号）

・労働安全衛生規則第481条第2項関係

(1) 立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、このような災害を防止するため、本条第2項において、諸外国の基準を踏まえ、立木の根元からその樹高の2倍に相当する距離を設定し、その距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。

なお、伐木の作業に従事する労働者の人数に関わらず、より安全に伐木の作業を行うことを規定する趣旨であり、複数の労働者が協同して、伐木の作業に従事することを禁止するものではないこと。また、立木を伐倒するときには、立木の伐倒の作業に従事する労働者は、周辺の全ての労働者に合図によりの確に情報伝達を行い、当該伐倒に係る立入り禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者の待避の確認を徹底することが望ましいこと。

(2) 本条第2項において、「伐倒木等が激突することによる危険」とは、伐倒木が伐倒する際に近傍の立木の枝等が落下し、労働者に激突すること等を含むこと。

(3) 本条第2項において、「他の労働者」には、立木の伐倒の作業に従事する労働者及びその労働者に対して、伐木の作業を安全に行う等のための助言、指導等を行う者を含まないこと。

（平成31年2月14日付け基発0214第9号）